

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

令和6年1月4日

株式会社あそしあ少額短期保険

令和6年能登半島地震により、被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ下さい。

担当窓口：0120-953-827

受付時間：月～金午前9時半～午後5時但し、土・日・祝日・年末年始休業期間を除く

事故受付：0120-936-058

受付時間：24時間365日対応 AI電話事故受付

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

都道府県	法適用日	災害救助法適用市町村
新潟県	1月1日	新潟市（にいがたし） 長岡市（ながおかし） 三条市（さんじょうし） 柏崎市（かしわぎし） 加茂市（かもし） 見附市（みつけし） 燕市（つばめし） 糸魚川市（いといがわし） 妙高市（みょうこうし） 五泉市（ごせんし） 上越市（じょうえつし） 佐渡市（さどし） 南魚沼市（みなみうおぬまし） 三島郡出雲崎町（さんとうぐんいずもぎまち）
富山県		富山市（とやまし） 高岡市（たかおかし） 氷見市（ひみし） 滑川市（なめりかわし） 黒部市（くろべし） 砺波市（となみし） 小矢部市（おやべし） 南砺市（なんとし） 射水市（いみずし）

		中新川郡舟橋村 (なかにいかわぐんふなはしむら) 中新川郡上市町 (なかにいかわぐんかみいちまち) 中新川郡立山町 (なかにいかわぐんたてやままち) 下新川郡朝日町 (しもにいかわぐんあさひまち)
石川県	1月1日	金沢市 (かなざわし) 七尾市 (ななおし) 小松市 (こまつし) 輪島市 (わじまし) 珠洲市 (すずし) 加賀市 (かがし) 羽咋市 (はくいし) かほく市 (かほくし) 白山市 (はくさんし) 能美市 (のみし) 河北郡津幡町 (かほくぐんつばたまち) 河北郡内灘町 (かほくぐんうちなだまち) 羽咋郡志賀町 (はくいぐんしかまち) 羽咋郡宝達志水町 (はくいぐんほうだつしみずちょう) 鹿島郡中能登町 (かしまぐんなかのとまち) 鳳珠郡穴水町 (ほうすぐんあなみずまち) 鳳珠郡能登町 (ほうすぐんのとちょう)
福井県		福井市 (ふくいし) あわら市 (あわらし) 坂井市 (さかいし)

以上